

「Web 当座貸越サービス」 利用規定

1. (サービスの内容)

本サービスは、「みなと Web サービス」内のサービスの一つで、Web で当座貸越請求などの手続きが出来るサービスです。

2. (利用申込)

(1) 本サービスの利用申込者は次のすべてに該当する方とします。

①「当座貸越」または「相対型コミットメントライン」をご契約いただいている方

※信用保証協会保証付の当座貸越は利用できません。

②「みなと Web サービス」をご契約いただいている方

※なお、本サービスをご利用いただくためには、利用担当者様ごとに有効なメールアドレスをご登録いただく必要があります。

(2) 本サービスを利用する場合は、本規定および関連の規定の内容を十分に理解し、それらが適用されることを承諾したうえで、所定の申込書を提出することにより申込手続きを行うものとします。

(3) 当社が上記(2)の申込を受けた場合には、当社は所定の審査を行い、申込を承諾する場合には、「手続完了のお知らせ」を、当社所定の方法により契約者に送付します。審査の結果、お断りする場合があります。

(4) 上記(3)の「手続完了のお知らせ」が契約者に到達したときから、本サービスの利用が可能となります。

(5) 当社が申込書をはじめとする本サービスにかかる各種帳票に使用された印影を届出の印影と相当の注意を持って照合し、相違ないと認めて取り扱いを行った場合は、それらの書類につき偽造・変造・盗用・または不正使用、その他の事故があっても、そのために生じた損害について当社は責任を負いません。

3. (請求)

(1) 本規定において「請求」とは「みなと Web サービス」により Web で当座貸越請求を行うことをいいます。

(2) 当座貸越契約に定める当座貸越の利用方法等には、本サービスによる請求を含むものとします。

(3) 請求は借入希望日の 11 営業日前から 2 営業日前まで行うことができます。

(4) 契約者が請求を行った場合、当社は翌営業日以降に内容を確認の上、貸出の手続を行います。

借入希望日において貸越極度額を超える請求など、請求内容に不備がある場合は、請求はなかったものとして取扱います。(貸出は実施されません。)

(5) 請求の取消をする場合は、取引店にご連絡ください。なお、金利の約定が完了している等の理由により取消を行うことができない場合があります。

(6) 請求内容の変更をする場合は、取引店にご連絡の上、請求を取消し、再度請求を行ってください。

(7) 請求に関しては、本規定のほか、別途差し入れた銀行取引約定書、当座勘定貸越約定書、コミットメントライン契約書、特約書等の各条項に従うものとします。

4. (手数料)

本サービスの利用手数料は無料とします。

5. (関係規定の適用・準用)

- (1) 本規定に定めのない事項については、普通預金規定、当座勘定規定等関係する規定により取扱います。これらの規定と本規定との間に齟齬がある場合、本サービスに関しては本規定が優先的に適用されるものとします。
- (2) 上記(1)以外において本規定に定めのない事項については、「みなと Web サービス」利用規定を準用します。「みなと Web サービス」利用規定と本規定との間に齟齬がある場合、本サービスに関しては本規定が優先的に適用されるものとします。

6. (届出事項の変更)

- (1) 契約者は、名称、住所、電話番号、メールアドレス、その他当社への届出内容に変更があった場合、速やかに当社に対し、当社が定める方法により、当該変更の届出をするものとします。なお、当該届出がなされなかったことで、契約者が不利益を被ったとしても、当社は契約者に対し一切責任を負わないものとします。
- (2) 前項に定める届出事項の変更の届出がなかったために、当社からの送信、通知または当社が送付する書類や電子メールなどが延着し、または到着しなかった場合には、通常到達すべきときに到達したものとします。

7. (解約・一時停止等)

- (1) 本規定に基づく契約は、当事者の一方の都合でいつでも通知することにより解約することができます。ただし、当社に対する解約の通知は当社所定の手続によるものとします。なお、解約の届出は当社の解約手続が終了した後に有効となります。解約手続終了前に生じた損害については、当社は責任を負いません。
- (2) 前項の規定にかかわらず、本サービスによる取引において未処理のものがある等、当社が必要と認めた場合については、即時に解約できない場合があります。
- (3) 契約者が当社に対し本サービスに関する何らかの債務を負担している場合は、解約時に全額を支払うものとします。
- (4) 当社が解約の通知を届出の住所にあてて発信した場合に、その通知が契約者の受領拒否、転居先不明等の理由により契約者に到着しなかったときは、通常到達すべきときに到達したものとみなします。
- (5) 契約者に以下の各号の事由が一つでも生じたときは、当社はいつでも契約者に通知することなく、本サービスの利用を一時停止し、または本規定に基づく契約を解約できるものとします。
 - ① 支払停止または破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始その他今後施行される倒産処理法に基づく倒産手続開始の申立があったとき、あるいは契約者の財産について仮差押え、保全差押え、差押えまたは競売手続の開始があったとき
 - ② 手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分またはこれに準じる処分を受けたとき
 - ③ 住所変更の届出を怠るなど契約者の責に帰すべき事由によって、当社において契約者の所在が不明となったとき
 - ④ 支払うべき所定の手数料の未払い等が発生したとき
 - ⑤ 解散、その他営業活動を休止したとき
 - ⑥ 本規定に基づく届出事項について、虚偽の事項を通知したことが判明したとき
 - ⑦ IDまたはパスワードを不正に使用したとき
 - ⑧ 本規定に違反したとき
 - ⑨ その他、前各号に準じ、当社が本サービスの中止を必要とする相当の事由が発生したとき

以上